

迫川地区民有林直轄治山事業 完了判定委員会

設置の趣旨

当地区は宮城県栗原市北部に位置し、平成 20 年 6 月 14 日に発生した岩手・宮城内陸地震により人的被害及び林地荒廃等の甚大な被害を受けた。

平成 20 年度は災害関連緊急治山事業により早期復旧対策に向けて取り組んだが、被害規模が著しく大きく、また高度な技術を必要とすることから宮城県知事の要請を受け、平成 21 年度より迫川地区民有林直轄治山事業に着手した。

事業期間中、平成 23 年の東日本大震災や平成 27 年の関東・東北豪雨に見舞われたものの新たに大きな災害は発生せず、計画最終年度となる平成 30 年度をもって本事業の完了の見通しがたったところである。

完了判定委員会では、迫川地区民有林直轄治山事業の完了にあたり、宮城県栗原地方に関わりが深く、自然や環境、地形、復旧対策等、各分野の学識経験者及び地元行政担当者の皆様より、完了の妥当性について、様々な視点から意見を伺いたく本会を設置するものである。